

②敷地と接する道路の条件が必要になります。（建築基準法第43条）

建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならない

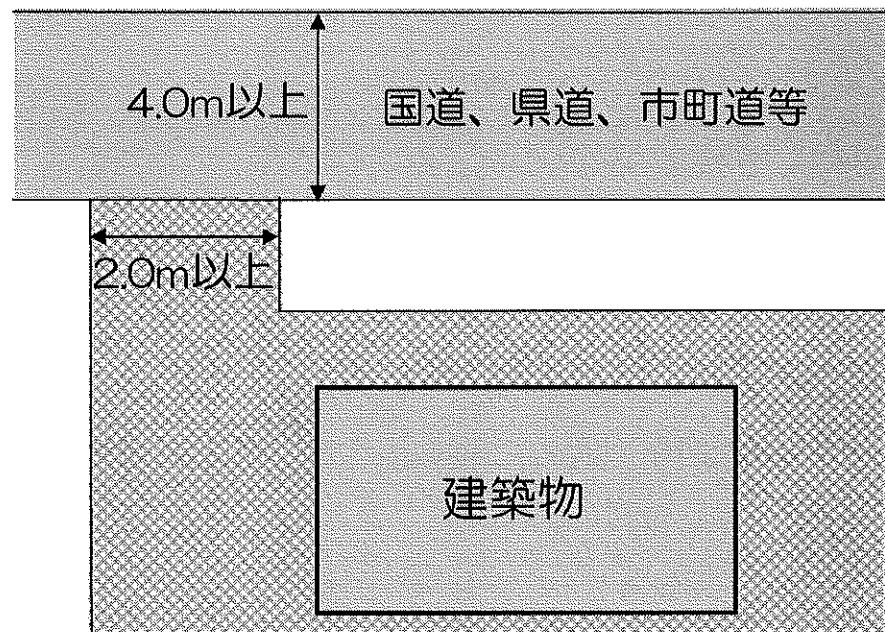
道路とは・・・建築基準法第42条で定義された道をいう

○幅員4.0m以上の道路（法第42条第1項各号）

道路法の道路や都市計画法、土地区画整理法等による有効幅員4.0m以上の道路

①新しく整備された幅員4.0m以上の農道や林道は該当しない

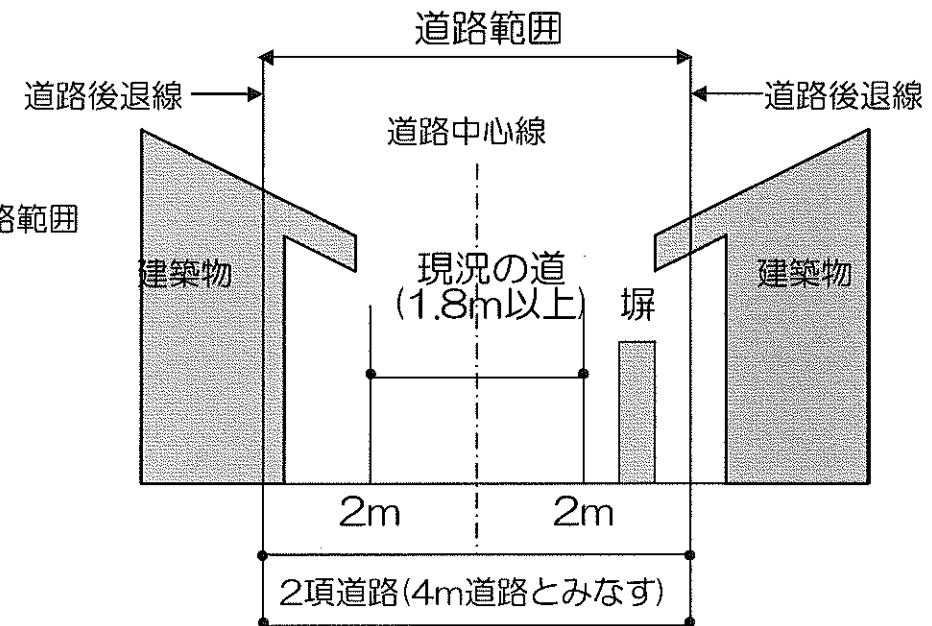
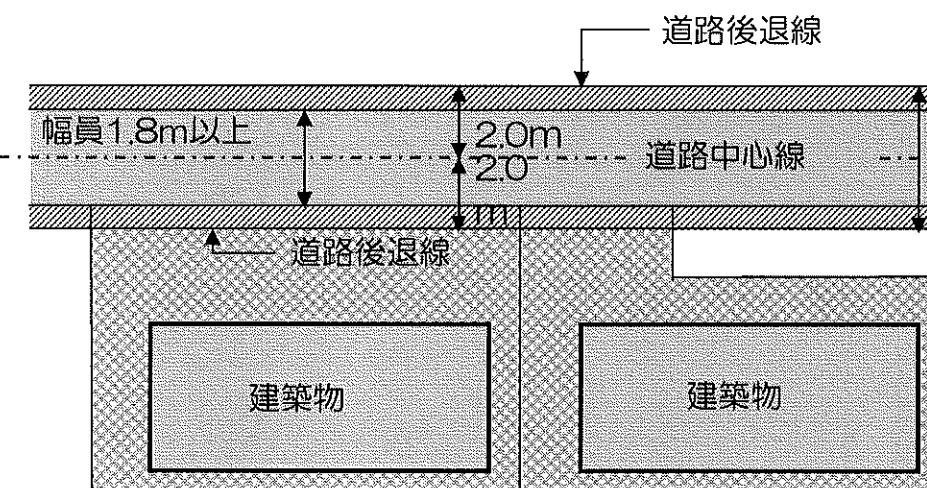
②準都市計画区域指定された際、現に存在する道は可



○幅員1.8m～4.0mの道路（法第42条第2項）

準都市計画区域指定された際、現に建築物が建ち並んでいる幅員4m未満、かつ1.8m以上の道
(※市町道、里道、林道、農道、私道等を問わない)

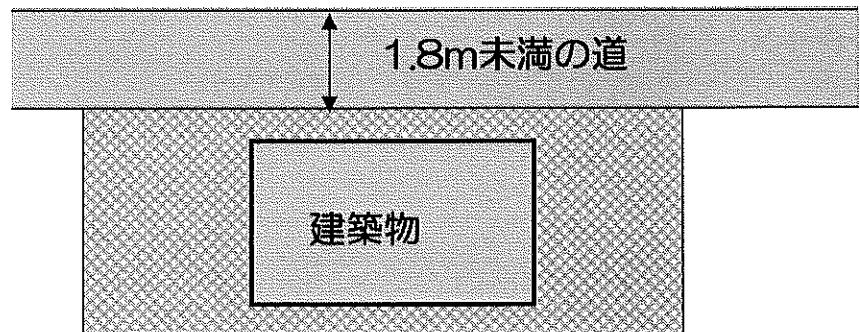
- ①道路範囲内は、建築物（門、塀含む）は建築できない
- ②当該道に一戸だけ接している場合は、建ち並びがあるとはみなせない



※道路範囲内は、建築物（門・塀も含む）は建築できない

○幅員1.8m未満の道

幅員が1.8m未満の道に接する
敷地では、建築不可



○その他

- ①道路幅員、接道幅については、建築物の用途や規模により、条例による制限の附加がある
- ②敷地の周囲に広い空地を有する建築物等で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合については、例外許可手続もある